

議題等へのご意見に対する回答書

(令和2年度第4回介護保険運営協議会 書面会議)

1. 議題

(1) 介護保険運営状況について・・・・・・・・・・・・・【資料1】 【報告事項】	
委員からの意見・質問	事務局回答
<p>P.3～7の各項目で前年比増減の大きかった部分について、その増減理由は何か。</p>	<p>令和元年と令和2年の実績を比較すると、令和2年はコロナ禍により通所系サービス・短期入所系サービスを中心に、前年度比が減少している傾向にあります。</p> <p>また、コロナ禍により、訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など訪問系サービスの一部は、増加している傾向が見られます。</p> <p>P.3～4 介護サービスについて 15番 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、コロナ禍により利用者が増えたと考えられます。前年度比の増の割合が他のサービスに比べて大きいのは、実際の利用者が少ないことで、1人当たりのサービス利用の影響が大きく表れたためです。</p> <p>16番 夜間対応型訪問介護は、本市にサービス事業者はありません。</p> <p>令和元年度・令和2年度ともに他都市の施設を利用した本市の被保険者がいなかったため、実績0となっています。</p> <p>24番・25番 介護療養型医療施設の前年比は減少し、介護医療院の前年比は増加していますが、これは、介護療養型医療施設から介護医療院への転換が進んでいることも一因と考えます。</p> <p>前年度比の割合が他のサービスに比べて大きいのは、実際の利用者が少ないことで、1人当たりのサービス利用の影響が大きく表れているためです。</p> <p>P.5～6 介護予防サービスについて 2番、訪問入浴介護、 3番、訪問看護、 9番、短期入所療養介護、 15番、認知症対応型通所介護、 17番、認知症対応型共同生活介護などは、</p> <p>前年度比の増減の割合が大きくなっていますが、実際の利用者が少ないことで、1人当たりのサービス利用の影響が大きく表れているためです。</p>

	<p>p.7 特別給付について</p> <p>搬送サービス 新型コロナウイルスの影響で病院などへの搬送が減ったことや近年の搬送サービス事業者の職員の減少や高齢化によりサービスの供給量が減少しています。</p> <p>施設入浴サービス 施設入浴の代替サービスであるデイサービスなどの入浴施設の整備により近年利用者が減少しています。</p>
<p>前年度比の表記を「△100.0」ではなく「－」にするべきではないか。</p>	<p>前年度は実績値があり、当年度の実績が0のものについて「減少」を表現するために、表記は「△100.0」にしています。</p>
<p>利用率・総数の減少は、全てCOVID-19蔓延によるものなのか。検証が必要ではないか。</p>	<p>詳細なデータはありませんが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われます。検証の方法を検討するとともに、今後の状況を注視していきます。</p>
<p>「4 サービス利用者数」のところで、前回令和2年9月では、利用率が80.1%だったが、今回は79.9%と若干減少している。何が影響していると考えているのか。コロナ禍の影響があるのか。</p>	

(2) 地域密着型サービスについて	
地域密着型サービス事業者等の指定に係る意見について（本市の募集によるもの）・・・・・・・・・・【資料2】 【意見聴取事項（事前）】	
委員からの意見・質問	事務局回答
P.1の事業所における介護従事者確保による増床の実現の見込についてはどのように聴きとられているのか、また、見込がはずれたことにより利用予定者への影響は回避されたと考えてよいのか、そのあたりの事業者との話し合いの状況をご説明いただきたい。	介護従業者の採用を進めており、7月には増床ができる見込みと聞いています。利用予定者への影響については、当初計画においても、4月当初より18人の入居者を見込んでいたのではなく、徐々に入居者が増えていく想定であったため、影響はないものと考えております。
コロナウイルスの感染予防として、換気が必要と言われているが、現状で問題はないか。	厚生労働省作成の「介護現場における感染対策の手引き」等に基づき、こまめに窓を開け換気を行うなど、感染予防に努めるよう伝えていきます。
地域密着型サービス事業者等の指定に係る意見について・・・・・・・・・・【資料3】 【意見聴取事項（事後）】	
委員からの意見・質問	事務局回答
コロナウイルスの感染予防として、換気が必要と言われているが、現状で問題はないか。	厚生労働省作成の「介護現場における感染対策の手引き」等に基づき、こまめに窓を開け換気を行うなど、感染予防に努めるよう伝えていきます。
①地域密着型サービス事業者等の指定更新について・・・・・・・・・・【資料4-1】 【報告事項】	
委員からの意見・質問	事務局回答
意見等なし	
②地域密着型サービス事業者等の指定について・・・・・・・・・・【資料4-2】 【報告事項】	
委員からの意見・質問	事務局回答
意見等なし	
③地域密着型サービス事業の廃止について・・・・・・・・・・【資料4-3】 【報告事項】	
委員からの意見・質問	事務局回答
「デイサービス もこりた 海の公園」の廃止届受理日と廃止年月日の差が大きい、川越の「南大塚家」と同様と考えてよいのか。	「デイサービス もこりた 海の公園」は、横浜市の事業者であり、横須賀市の利用者がいなくなった時点で届出が必要でしたが、事業者が失念しており、指定更新の案内をした際に気づき、廃止届が提出されたため受理日と廃止日の差が大きくなっています。

(3) 令和2年度・令和3年度地域包括支援センターにおける 介護予防支援等業務の委託について・・・・・・・・・・ 【資料5】 【承認事項】	
委員からの意見・質問	事務局回答
今回、追浜地区に委託がないのは、地域包括支援センターで充足しているからなのか。あるいはすでに委託業者が確保できているからなのか。	追浜地域包括支援センターは、包括内の人員で充足していると法人が考えているため、介護予防支援等の委託をしていません。
地域包括支援センターの業務は増えているので、委託はやむをえないと思われる。しかし、チェック体制はしっかりお願いしたい。	包括支援センターによる委託先に対する研修の実施、プラン提出時のチェック体制は整っていることは確認しています。
業務委託について、具体的な委託業務の内容や委託業務の割合などの把握はしているのか。	介護予防支援等業務の委託内容及び委託率は把握しています。全地域包括支援センターの平均委託率は約23%（R2.10時点）です。
(4) 「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」における 支え合い活動支援の状況について・・・・・・・・・・ 【資料6】 【報告事項】	
委員からの意見・質問	事務局回答
住民主体型事業への補助は不可欠と思われるが、地域差があり、PRは更に必要となるのでは。	支え合い活動への理解を広げることや参加者を増やすことを目的に、出前トークや市役所や商業施設で支え合い活動を紹介するパネル展示を行っています。また今年度からは、広報よこすかやFMブルー湘南でも活動の紹介を開始しており、より多くの方に周知できるよう努めてまいります。
立ち上げ/継続支援予算受給終了後の支援の具体策はいかなる準備か。	団体の運営課題に関する相談や団体間の情報交換会の開催、支え手を確保するための研修会の開催、パネル展示などによる広報といった支援を行っています。また、補助対象期間終了後の団体には、適宜、民間企業等が行う助成金等の情報提供を行っています。
支援対象者（団体）を募る、あるいは促進する取り組みは具体的にどのように行っているか。また、（予算配慮、人員確保）はあるか。	

2. その他

(1) 令和3年度当初予算の概要について・・・・・・・・・・ 【資料7】	
委員からの意見・質問	事務局回答
<p>一般会計の「介護人材の確保・定着支援に向けた取り組み」について、福祉現場では求人をして常勤はもとより非常勤職員の応募がない。そのため、外国人介護職員への期待が高まっている。そのような背景のなかで、研修を実施することはとてもよいことである。しかしそのための内容については吟味する必要がある。「日本語」の熟達は研修での習得もあるがそれは一部であり、日本での暮らしのなかで覚えていくものでもある。少ない予算のなかで組まれている研修であるため、有意義に行うためには、「介護技術」「日本の文化を理解」する研修も入れたどうであろうか（日常生活の中では習得できるものではないので）そしてこれらの研修を進めていくためには、職能団体（神奈川県介護福祉士会）と連携していくことも検討したらどうであろうか。</p>	<p>横須賀市は介護人材の確保・定着支援を行います。 外国人介護職員に対しては、介護現場に必要な日本語の研修を実施し、併せて本市での生活を楽しんでもらえるような、本市の魅力や暮らしに役立つ情報を提供するもので、日本語研修だけでなく、日本文化や本市の魅力・暮らしに役立つ情報を提供する時間を設けています。 なお、ご指摘の介護技術の研修については、各事業所において取り組むべきものと考えております。</p>
(2) 横須賀市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画を含む）について・・・・・・・・・・ 【資料8】	
委員からの意見・質問	事務局回答
<p>「4 今後の実施・進行管理体制など」の「(3)の今後の予定」について、市のHP・広報以外に他の周知方法は検討しているか。 介護保険サービス事業所によって情報の収集差が知らない事業所が多くあるので、周知できる方法を検討してほしい。</p>	<p>HPと広報に加えて、事業所宛てにメールを一斉送信し周知する予定です。</p>
(3) 保健福祉事業（ねたきり高齢者等支援事業）の実施について・・・ 【資料9】	
委員からの意見・質問	事務局回答
<p>そもそも、今まで一般財源だったことが疑問である。</p>	<p>ねたきり高齢者等支援事業は、介護保険制度の開始前から一般財源で独立して実施してきた事業であり、当初から介護保険の被保険者を対象として開始された事業ではありません。しかしながら、現在は対象者を介護保険認定者としていることと、当面の間、国から交付される保険者機能強化推進交付金が充当でき、第1号保険料への負荷も無く事業を実施できることがわかったため、この機会に保健福祉事業に位置付けることとしました。</p>

(4) 介護保険料の改定について・・・・・・・・・・ 【資料10】	
委員からの意見・質問	事務局回答
<p>社会福祉審議会高齢者福祉分科会での意見を踏まえ、改定は止むを得ないと思われる。</p>	<p>分科会審議では「給付が増えているため、保険料は上げざるを得ない」という意見をいただきました。</p> <p>認定者数の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の増加が見込まれますが、基金を投入することにより、保険料の上昇を抑制しています。</p> <p>また、低所得者への配慮のため、保険料段階の弾力化（多段階化）を行っています。</p>
<p>保険料の改定について、実際支払う市民へパブコメなどで意見募集する必要はないのか。</p> <p>また、市民への改定内容の周知方法はどのような予定か。</p>	<p>パブコメ案には保険料の設定を掲載いたしましたが、報酬改定率等の必要な係数が国から示されていなかったことから、具体的な保険料率、額を記載することができず、保険料についての意見はありませんでした。</p> <p>周知方法につきましては、4月に市ホームページへ掲載する計画説明動画内での説明、5月に広報紙及び市ホームページにおける保険料設定説明の掲載、6月に決定通知書へのチラシの同封等を行い、丁寧な説明を行っていく所存です。</p>
(5) 特別給付サービスの報酬の改定について・・・・・・・・・・ 【資料11】	
委員からの意見・質問	事務局回答
<p>利用者ニーズの高いサービスは報酬を細めに改定すべきで、今回の改定は良いと思う。</p> <p>逆にニーズの落ちているサービスの報酬見直しもセットで行ってほしい。</p>	<p>これからも利用者や事業者などの意見を聞き利用しやすいサービスにしていきたいと考えております。</p> <p>また、ニーズが落ちているサービスについても利用状況を踏まえ第8期計画中に意見聴取を行いサービスの改定などを行っていきたく考えています。</p>

(6) 高齢者紙おむつ支給事業の見直しについて・・・・・・・・・・ 【資料12】	
委員からの意見・質問	事務局回答
相当数の方が対象外となるため、周知徹底はもとより、支援事業所などを通じて事後の状況把握なども必要と思われる。	支給対象外となった後も、要介護状態や所得状況など高齢者の状況に変化があった場合は、市に問い合わせ・申請いただくよう各居宅介護支援事業所や各地域包括支援センターへ呼びかけを行い、今後も本事業が必要な市民へサービスが提供できるよう努めます。
(7) 神奈川県による指定市町村事務受託法人の指定について・・・・・・・・ 【資料13】	
委員からの意見・質問	事務局回答
意見等なし	
(8) 新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者関係）・・・ 【資料14】	
委員からの意見・質問	事務局回答
意見等なし	